開議　午前１０時００分

○塩尻委員長　ただいまより、子育て文教常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でございますので早速会議を始めたいと思います。

初めに、１、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第５０号、いじめ解消判断までの３か月間における被害・加害児童生徒への伴走型デジタル振り返り支援（旭川モデル）の小規模実証について及び陳情第５１号、「旭川子ども支援ネットワーク（仮称）」創設に関する検討についてに関わりまして、ここで委員会を休憩し、陳情提出者から趣旨・補足説明を受けることといたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０１分

再開　午前１０時１７分

○塩尻委員長　再開いたします。

ただいま趣旨・補足説明を受けた陳情第５０号及び陳情第５１号につきまして、委員の皆様から特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長　なければ、この件につきましてはただいま説明を受けたばかりでありますことから、本日のところは陳情の判断を保留とすることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長　それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、２、特定事件の閉会中継続調査付託についてを議題といたします。

特定事件の閉会中継続調査付託について、令和７年１２月１７日の本会議で可決した旭川市事務分掌条例等の一部を改正する条例が本年４月１日から施行され、女性活躍推進部が廃止となり、男女共同参画に関する事務が、新設されたこども・女性・若者未来部に移管されました。

本委員会においても、閉会中継続調査の特定事件を変更する必要がありますことから、特定事件名について、子育てに関する事項についてを、子育て及び男女共同参画に関する事項についてに変更したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長　そのように扱うことといたしまして、委員長において閉会中継続調査申出書を議長宛てに提出することといたします。

なお、学校及び社会教育に関する事項については、変更なく、委員の任期中引き続き、閉会中継続調査の特定事件とさせていただきます。

次に、３、子育てに関する事項についてを議題といたします。

まず、（１）旭川市ジェンダー平等プランの策定について、理事者から報告願います。

○木村こども・女性・若者未来部長　まず、冒頭、今般の機構改革によりまして、当部はこども・女性・若者未来部となりました。今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、旭川市ジェンダー平等プラン、みんな安心・未来計画の策定につきまして御報告を申し上げます。

本件につきましては、本年３月の計画策定後、当時の所管であります総務常任委員会委員に説明し、周知をしたところでありますが、今回の機構改革に伴いまして、常任委員会の所管が変更となりましたことから、改めて、子育て文教常任委員会において報告するものでございます。

資料につきましては、プラン本体と概要版の２種類を配付しておりますが、本日は概要版のほうに基づきまして、主な項目について御説明を申し上げます。

概要版の２ページ目を御覧いただきたいと存じます。最初に、左上の２、プランの目的になりますけれども、全ての市民が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、ジェンダーに関わりなく、その個性と能力を十分発揮しながら活躍できるジェンダー平等社会の実現を目指すものでありますが、男女共同参画に関わる施策を計画段階から包括的に管理、運営し、より効果的に推進するため、令和３年度から１０年間の期間でありました旧計画であります第２次あさひかわ男女共同参画基本計画、それと別に策定しておりました第４次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画とを統合し、策定したものであります。

次に、その下の３、プランの位置付けになりますが、男女共同参画社会基本法及び本市条例に基づく男女共同参画基本計画としているほか、女性活躍推進法に定める市町村推進計画、配偶者暴力防止法に定める市町村基本計画、さらには困難女性支援法に定める市町村基本計画を含めたものとしております。

次に、その下の４、プランの計画期間につきましては、令和８年度から令和１２年度までの５年間としております。

また、右上の５、施策の体系につきましては、資料に記載のとおり、３つの基本目標、その下に９つの基本的方法、そして２２の施策の方向性により構成をしております。

３ページ目以降につきましては、お時間があるときに御覧をいただければと思います。

なお、資料には記載はありませんけれども、計画策定の経過を申し上げますと、まず、令和６年度に旭川市男女共同参画に関する市民意識調査、これを実施いたしまして、そこから得られた課題や社会経済情勢を踏まえ、基本方針を決定しております。

これに基づき、翌令和７年度には、５月に旭川市男女共同参画審議会に諮問するとともに、意見提出手続に向けてプラン案骨子を作成いたしました。

意見提出手続は、６月２７日から７月３１日まで実施し、７月には、母子生活支援施設運営事業者及び男女共同参画団体との意見交換を実施したほか、１０月には同審議会からの答申を受領するなど、幅広く意見をいただいてまいりました。

また、プラン案骨子の内容と意見提出手続の結果につきましては、７月及び９月の総務常任委員会にて報告をいたしております。

このように、２年間をかけまして検討及び作業を進め、この３月に作成したところでございます。

今後につきましては、本計画に基づきジェンダー平等社会の実現に向け、関係部局と連携をしながら庁内全体で男女共同参画の取組を進めてまいります。

なお、本常任委員会終了後、既に案内済みの総務常任委員会委員を除く全議員に、プラン及び概要版データを掲載した市ホームページのＵＲＬを案内する予定でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○塩尻委員長　ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長　なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては退席していただいて結構です。

次に、４、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

まず、（１）旭川市立正和小学校の統廃合について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長　旭川市立正和小学校の統廃合について、保護者及び地域の理解を得られたことから御報告いたします。

配付資料、旭川市立正和小学校の統廃合についてを御覧ください。旭川市立小・中学校適正配置計画において、正和小学校は令和２年度から統廃合対象校に位置づけられております。

令和８年度の児童数は、計画策定時の平成２６年度の７７人から３５人に半減し、通常学級は複式を含めて４学級となっており、令和９年度には１８人まで減少する見込みであります。

昨年度は、５月と７月に、保護者や地域を対象とした説明会を改めて開催し、児童数の推移を共有しながら、今後の学校の在り方などについて意見交換を行ってまいりました。１０月以降は、未就学児の保護者も含めたアンケートを実施し、９割ほどの方から、統廃合はやむを得ないとの回答があり、加えて、兄弟の卒業による転校や閉校時期の意向も確認し、在籍数の多い新５年生の卒業に合わせた統廃合が望ましいとしたところです。

その後、３月２３日に、ＰＴＡ、地域、同窓会の代表者が一堂に会する場を設定し、令和１０年３月末の閉校に向けて、統廃合を進めることで最終確認をいたしました。

正和小学校の通学区域については、永山と新旭川の両地区にまたがっており、統合後の就学先は、児童と保護者の意向を尊重し、永山南小学校、新富小学校、東五条小学校の３つに分け、不安なく転校し就学できるよう、統合先の学校との事前交流を実施するとともに、通学時の安全確保についても、必要な対策を検討してまいります。

在校生の中には、兄弟姉妹で就学している児童もおり、そうした保護者においては、上の子どもの卒業に合わせ、下の子どもを転校させたいという意見もありますので、今後は閉校の前年度でも、統合先の学校へ転入学できるよう、関係条例の改正など、必要な手続を速やかに行ってまいります。

報告は以上でございます。

○塩尻委員長　ただいまの御報告につきまして、特に御発言はございますか。

○中村みなこ委員　それでは、何点か質疑させていただきます。適正配置の計画の下、統廃合の対象校が７つとされる中で、正和小学校に重点的に対応してきたと聞いております。

どのように進めてきたのか御説明願います。

○工藤学校教育部教育政策課適正配置担当課長　昨年度におきまして、旭川市立小・中学校適正配置計画の令和７年度から令和１１年度までの第３期計画の改定に関して、統廃合対象の７校全てで、保護者、地域との説明会を開催し、児童のよりよい学習環境について、意見交換を進めてまいりました。

特に正和小学校と雨紛小学校につきましては、児童数が少なく、切磋琢磨できる環境が必要など、学校環境に課題を感じている保護者も多かったことから、統廃合への不安や課題の解消に向け、重

点的に取組を進めたところであります。

○中村みなこ委員　対象校の中では、雨紛小学校、児童数が一番少ないですし、正和小学校は統廃合も仕方がないと思っている方がほかの地域よりも多いと聞いておりましたので、そこに重点を絞って進めてきたということで理解しております。

それでもこの間、統廃合への反対意見はあったと思います。その主な内容と、それに対しての対応について伺います。

○工藤学校教育部教育政策課適正配置担当課長　令和７年１０月に在籍児童の保護者アンケート、１１月には未就学児童の保護者を対象とした統廃合に係るアンケート調査におきましては、約９割の方から、統廃合はやむを得ないとの意見をいただいております。

一方、通学手法について、どのようになるのか分からないため、不安である。新５年生が１１名もいるので、その学年の卒業までは統廃合は待ってほしいといった意見が寄せられたところであります。

このため、通学支援の取扱いに加え、通学路の安全確保について、地域や関係機関へ協力要請を行うことを説明し、また、閉校時期を在籍数の多い新５年生の卒業に合わせ、令和１０年３月末として保護者や地域と協議を進め、このたび統廃合について合意をいただいたところです。

○中村みなこ委員　通学支援、通学路の安全、そして閉校時期についての御意見があって、協議を進めてきたとのことでした。

すぐ近くに新富小、東五条小がありますが、陸橋を越えた側の子たちはかなり距離のある永山南小学校に行くことになり、通学支援は不可欠です。どのような通学支援を想定されているのでしょうか。

○工藤学校教育部教育政策課適正配置担当課長　これまで郊外の小中学校の統廃合に当たりましては、地域の交通事情から、統合前の通学校区に居住し、統合先の学校まで、片道２キロメートル以上の児童を対象として、スクールタクシーによる通学支援を行ってきたところです。

正和小学校の統廃合に係る通学支援につきましても、児童の負担とならないよう、保護者と協議しながら、適切な支援の在り方を検討してまいります。

○中村みなこ委員　スクールタクシーとのことでしたが、今、在学している児童にだけの支援でなく、数年で打ち切ることのないように、通学支援の継続についてもお願いしたいと思います。

通学路の安全確保とありました。国道や踏切、陸橋などこの地区ならではの対策が必要かと思います。具体的にどのような安全対策を考えていくのでしょうか。

○工藤学校教育部教育政策課適正配置担当課長　統廃合による新しい通学路に対する児童や保護者の不安の解消のため、地域への見守り強化の要請を行ったほか、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携の下、通学路の危険箇所への対策の検討や必要に応じて関係機関により歩道や標識の設置、安全指導を行うことでの通学路の安全確保に努めてまいります。

○中村みなこ委員　それでは、統廃合は子どもたちにとって自分が通ってきた学校がなくなる。違う学校に行く、友達とばらばらになるという、本当に一大事だと思います。一番の当事者となる子どもたちの思いや意見を十分に聞いていく必要があると今までもお伝えしてきたところですが、今回子どもたちの意見はどのように聞いてきたのでしょうか。子どもたちが意見を表明する機会、どのように持ってきたのかお伺いします。

○工藤学校教育部教育政策課適正配置担当課長　子どもたちの意見につきましては、学齢により直接聞き取ることが難しい場合もありますので、説明会やアンケートを通じて、保護者から児童に対し、不安などを聞き取っていただき、把握に努めてきたところであります。

○中村みなこ委員　保護者からの聞き取りでは不十分じゃないかなと感じております。

本市における子どもの権利を尊重していこうという機運は本当に不十分です。私たち大人が、まだまだ子どもの権利を理解していないですし、尊重する姿勢が定着していないという残念な実態があると思っております。保護者も先生方も、私自身もそうですけど、子どもにどうしても言い聞かす、こうするのがあんたのためだよみたいに、どうしても大人の意図する方向へ向かわそうとしてしまうことも多いと思うんですよね。親の価値観とか意見に沿わせるような聞き取りになっている可能性も十分に考えられます。せめて高学年にはきちっと意見を聞く機会を保障していただきたいなと思っております。

そして、少しそれますけれども、本市ではやっとあちこちの部署で子どもの意見を取り入れていこうと、手がけられ始めております。周りの大人が、市の職員が、自分の意見を真剣に聞いてくれて、それについて話し合って考えてくれた。そういう、子どもたちにとっての経験、実感をすることにぜひ力を入れていく、そんな子育て文教常任委員会所管の部署で率先してやっていくべきだということを指摘させていただきます。

しかし、そう言っておいてなんですけれども、いずれ統廃合するというゴールしかないので、聞き取っても、統廃合嫌だとかね、そういう思いの方もいらっしゃると思うんですけれども、統廃合の時期とやり方を決めるため、学校存続を断念させるためにしかならないわけです。そんな適正配置計画は子どもたちにとっての学校を考えるものになっていないですし、そもそも子どもの権利を尊重するものではないと考えます。見解を伺います。

○工藤学校教育部教育政策課適正配置担当課長　適正配置計画につきましては、児童数や学級数に基づき、統廃合対象校を定めております。

今後とも、個々の学校が置かれている状況を踏まえ、保護者や地域から寄せられた不安、課題の解消に向け、具体的な対応策を提案しつつ、丁寧に理解を求めながら、取組を進めてまいります。

○中村みなこ委員　結局、適正配置計画は、学校を減らす計画ですから、学校なくさないでという声を、あの手この手でかき消していく、諦めさせる、そういう計画でいいのかなとやっぱり思ってしまいます。

千葉県館山市の神余小学校ですね、昨年は全校１９名の学校です。それで、市の再編計画で、市内１０校ある小学校４校にするという計画なんです。それに対して、この学校の卒業生、高校２年生がですね。母校存続のために声を上げてスタートした取組についての発表を聞く機会がありました。小規模校での子ども時代のかけがえのない経験を市長に提言、その後ですね、市が３年後に児童数３６名になって、保護者も存続を望んでいて、その次の年も３６名の児童数を維持できる見込みがあれば、存続するよという条件を出したんですね。

そこで、学校存続と地域活性を目的として活動する組織が立ち上がったそうです。保護者、自治会、青年会、壮年会など、地区内の団体を横断的につくられた組織で５１名で構成される組織で活動しているという報告でした。学校存続と地域活性を目的に、各団体を横断的につくられた組織なんですけど、存続されるかどうかは、まだ、かなり厳しい状況のようです。

それでもですね、子どもの意見表明が保障されて、周りの大人がしっかり受け止めての取組だということに、本当にうらやましいなと感じたところです。学校統廃合について、存続への道も、この館山市の神余小学校の場合、望ましい形ではないなとは思いますが、そういう存続の道も示されていることが、本市と大きく異なるなと思います。

地域づくりで、教育とか学校と切り離せません。今でも、コミュニティ・スクールとか地域との連携が重視されているところです。もう学校がなくなると地域が廃れるのはもう目に見えてしまっております。

結局、老朽化して、これから費用がかかる小規模校を存続させるのは児童数に対して割に合わないという、結局財政の話でしかないなと思います。そこに人数が少ないデメリットを人間関係がどうとか、切磋琢磨がどうとか、データがあるわけでもない根拠のないことを、小規模学校の経験がない、多くの人が想像しやすいっていうことをもっともらしく並べて、閉校は仕方のないことだと誘導していく、そういう計画と私は捉えております。それに基づいて進む方向性はもう計画スタートしているので変えられないことではありますが、ぜひね、次の計画は、地域づくりを中心に据えたものにしていっていただきたいということを申し上げて、質疑を終わります。

○塩尻委員長　他に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長　次に、（２）旧旭川市立旭川第１小学校の跡利用に係る公募の実施について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長　旧旭川市立旭川第１小学校の跡利用に係る公募の実施について御報告いたします。

旧旭川第１小学校は、令和５年度末に閉校となって以降、廃校施設の利活用について取組を進めてきたところです。

このたび、跡利用を希望する事業者から事業の提案があったことから、公有財産を有効活用し、地域の活性化を図るため、広く希望者を募集するため、公募を実施いたします。

今月８日から公募を開始しており、募集要項は教育委員会で配布するほか、ホームページ上でも公表をしております。公募期間は６月５日までとし、６月下旬の選定委員会を経て、提案のあった事業内容の審査の上、跡利用候補者を決定する予定です。

報告は以上です。

○塩尻委員長　ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長　次に、（３）令和７年度のいじめの認知件数等について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長　令和７年度のいじめの認知件数等について御報告いたします。令和７年度に学校から報告を受けたいじめの認知件数は、小学校５千７１９件、中学校１千２２４件、合わせて６千９４３件であり、令和６年度と比較して５５５件の減少となっております。

小学校では、全学年で減少しており、１年生から３年生までの減少幅が顕著です。

対照的に、中学校では、全学年で増加しており、３年生では、前年度と比べて１．４倍と大きく伸びています。

いじめの解消については、各学校で認知してから、心のケアや見守り活動、保護者への情報提供

を継続し、少なくとも３か月経過した後、児童生徒と保護者に対し、嫌な思いをしていないかの確認を行った上で判断することとなっており、令和７年１２月末の認知件数に対して、解消率は約９７％となっています。

いじめの態様別の状況では、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるが３千１００件で約４５％、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりするが１千８５１件で約２７％と続いており、この２つで約７割を占めています。また、パソコンや携帯電話等での誹謗、中傷については、小学校１１０件、中学校９７件となっており、前年度より増加しています。

特にＳＮＳ等を通じたいじめが低年齢化していることから、文部科学省の情報モラル教育ポータルサイトを活用した学習や警察官経験者を講師とした非行防止教育などを通じて、引き続き、未然防止の取組を充実してまいります。

令和７年度のいじめの重大事態の発生件数については、生命心身財産重大事態が１件、不登校重大事態が１件、両者に該当するものが２件、合わせて４件となっております。

いずれも学校主体または教育委員会主体の調査組織を設置し、弁護士や心理士といった第三者の知見をいただきながら、現在調査を進めているところです。

本日報告いたしました令和７年度のいじめの認知と解消件数及び重大事態の発生件数については、市のホームページで公表をいたします。

なお、令和８年度についても、学校から報告を受けたいじめの認知件数の速報値を翌月にホームページで公表することといたします。

報告は以上です。

○塩尻委員長　ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○上野委員　すみません、突然なんですけれども、先ほどちょっと聞き漏らしたかも分かんないんで確認させてください。

中学校のいじめの件数が増えているっていうことについて、その検証し終わって、どんなことが原因となっているかっていうのは何か分かりましたら、示していただきたいと思います。

○中山学校教育部主幹　中学校における認知件数の増加につきましては、細かく学校のほうで子どもたちの様子を見て、認知を進めていったということと、先ほど話もありましたが、ＳＮＳによるいじめが若干増えて、このような結果につながったものと考えております。

○塩尻委員長　他に御発言はございますか。

○横山委員　すみません。ちょっと一言だけ、いつもこの報告を受けるときに、私すごく違和感を感じているのは、前年度に比べてって必ず言われるんですよね。でも、前年度は違う子どもたちを対象にしていますよね。なぜ違う子どもたちを比較する意味がどこにあるのかなと。比較していいのは、子どもに対して、子どもの数だけ、一定割合必ずいじめが発生するっていうことを前提にしなかったら、比較の意味ないじゃないですか。

僕ら学校現場行ったときも、よく陥りがちだったんだけども、いや、今年の学年は何かトラブル少ないよねとか、そういうような言い方をするんだけども、子どもたちの様々な環境だとかによって、それを左右されるわけなんですよね。ただ単純に前年度から比べて多かったとか少なかったとか、何か効果があったとか、原因があったとかっていう単純な分析は、非常に危険性があるなと、問題があるなというふうに私は思っていますので、むしろ例えば、子どもの数に対して、例えば小

学校１学年、何人に対して何件起きたとか、今年は何人に対して何が起きたかっていう、何かやっぱそういう基準を設けて比較をしないと、科学的なデータにならないんじゃないか、科学的なデータとして使わないんであればいいんですけども、こういうものが公表されると、必ず、前年に比べて減った増えたって、使われるわけですよね。そこにあまり意味がないんだということを、きちっとどっかで示すべきだと私は思いますので、ちょっと感想も含めて、指摘をさせていただきました。

以上です。

○塩尻委員長　他に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長　次に、（４）いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長　いじめの重大事態に係る調査報告書の公表について御報告いたします。

本件は、令和７年８月、市内中学校に在籍の男子生徒が受けたいじめ事案について、令和７年１０月、生命心身財産重大事態に認定し、学校主体による調査を行い、当該生徒と保護者の同意により、調査報告書の概要版を公表するものです。

事案の内容は、令和７年８月、部活動の遠征の宿泊先において、入浴中に加害生徒から裸の写真を撮られ、その画像を複数の生徒に拡散されたものです。

報告書では、裸の画像を撮影したことに加え、面白がって周囲に見せびらかせたり、制限なく複数の生徒に拡散したりするなど、他者の心身に与える被害の重さを感じることができない人権意識及び倫理感の欠如が重大な被害をもたらした原因であるとし、当該生徒が受けた性的画像の撮影及び拡散の２つの行為が、いじめに該当すると認めております。

学校の対処については、事案発覚後、関係機関と連携し、速やかに画像の削除とさらなる拡散防止の措置を講じるとともに、当該生徒に寄り添った心のケア、加害生徒に対しては、法に触れる重大な行為であることを認識させるべく、継続的な指導を行ってまいりました。

一方報告書では、学校は情報モラル教育を実施し、スマートフォンの適切な使い方やＳＮＳを利用する際のコミュニケーションの在り方について考える機会を確保してきたものの、部活動では、相手の写真を撮るという風潮が蔓延しており、遠征に多くの生徒が端末を持参していた状況にあったと課題が指摘されています。

こうしたことを踏まえ、学校においては、大会直前のミーティングで、改めてスマートフォンやＳＮＳの適切な使用を指導するほか、自他を大切にすることについて考えさせることが重要だったとも指摘されております。

再発防止に向けた学校の取組については、事前指導の徹底や外部講師を活用した安全教室の実施、情報モラル教育の充実のほか、性的画像の送信、拡散が及ぼす心身への影響について、全教職員が共通認識を持ち、全校挙げて学習に取り組むことが必要と示されています。

報告書の概要版については、いじめの重大事態に関する調査結果の公表の指針に基づき、個人情報の特定などに配慮しつつ作成しており、本市のホームページで６か月間公表する予定です。

当該生徒は、令和８年３月に中学校を卒業し、現在、高等学校に進学しています。

なお、再調査については、保護者から希望しないことを確認しております。

報告は以上です。

○塩尻委員長　ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○上野委員　１点だけ確認させてください。

このケースは非常に難しい問題だと思うんですけども、発覚っていうか、そういったことが、声があったっていうことの連絡はどっから入ったか。本人が、学校に伝えたものなのか、もし、支障なければ教えていただきたい。

○中山学校教育部主幹　被害生徒が、部活動の顧問に画像が広がっているという相談をしたことで学校を把握しております。

○塩尻委員長　他に御発言はございますか。

○横山委員　私もちょっと１点ほど確認をして、詳細は後日また伺いたいと思うんですけど、部活動の遠征、対外試合の遠征に伴う事案だということなので、これを学校管理下というふうな認識でいらっしゃるのか、そうではないのか伺います。

○中山学校教育部主幹　部活動の遠征中ということで学校の管理下ということで押さえております。

○横山委員　そうすると、学校の管理下であるってことは、教職員は、要するに勤務を命じられたというふうにみなしているということでいいですか。

○中山学校教育部主幹　大会の遠征ということで、業務となっておりますので、出張の期間中となっております。

○塩尻委員長　他に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長　次に、（５）いじめの重大事態に係る訴訟の和解について、理事者から報告願います。

○坂本学校教育部長　いじめの重大事態に係る訴訟の和解について御報告いたします。

本件は、令和元年に発生したいじめ事案に関し、令和７年２月２５日、被害生徒の母親から本市に対して１億１千５６４万８５２円の損害賠償請求があった訴訟について、和解の成立を報告するものです。

令和８年第１回定例会に市長より和解の議案を提出し、審議を経て、２月２６日の本会議において議決を得た後、３月２６日に開催された和解期日において、裁判所の指揮の下、原告との和解が成立しております。

資料の第３、和解条項の内容については、第１回定例会の資料から変更はございません。なお、和解条項４に基づく本市から原告に対する損害賠償債務の残額４千万円については、４月１６日付で支払いが完了しております。

報告は以上です。

○塩尻委員長　ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○上野委員　ただいまの和解の報告に対してお聞きいたします。

さきのですね、第１回定例会補正予算等審査特別委員会におきましても、幾つか質疑いたしまして、お答えいただいたんですけれども、ちょっと不十分な部分を感じまして、市民、それから議会への説明責任という意味では、どうも物足りなさもあるもんですから、改めて確認も含めて、何点かお聞きしたいと思います。

まずですね、今、部長のほうから、これまでの経緯についてもお話しされましたけれども、再度

その経緯についてお示しいただきたいと思います。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　令和元年に発生したいじめ事案に対し、令和７年２月２５日、被害生徒の母親を原告、本市を被告として１億１千５６４万８５２円の損害賠償請求がありました。これを受け、旭川地方裁判所の指揮の下、令和７年６月の第１回口頭弁論に始まり、本年１月まで６回の弁論準備手続が行われており、本年１月２６日、裁判所から和解を勧告され、令和８年第１回定例会での議決を経て、３月２６日、和解の成立に至ったものであります。

○上野委員　今の経緯につきましては、前回もお聞きしておりまして、３月２６日に和解が成立したということで私も確認しております。それで、賠償金については７千万円と、この条項を見ても書かれておりますし、理解しておりますけれども、裁判所は、裁判のどのタイミングでこの金額を示したのかお聞かせください。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　令和７年１２月に開催された弁論準備手続において、裁判所から賠償額を７千万円とすることを含む和解の原案が口頭で示され、本年１月２６日の弁論準備手続において、書面による正式な和解勧告がなされております。

○上野委員　１２月にそのような金額、口頭で示されて、次の会議だと思うんですが、１月２６日には、弁論準備手続において書面による正式な和解勧告がなされたと、その間に様々な動きがあったんですけれども、これについてはなかなか裁判の内容なので、聞いてもなかなか聞けないので、ここでは聞かないでおきます。

それで７千万円という金額についてはですね、当初１億１千５６４万８５２円という金額がありますので、前回の質疑の中でも、かなり金額が減少したということ、これ最後まで続けるともっとかかるんだよっていう話も聞かされました。

しかし、この７千万円という金額、他のいじめ事案の損害賠償と比較して大変高額に思います。例えば２０１１年の大津市で起きたいじめ事案では３千万円、それから２０１５年取手市で起きたいじめ事案には２千２００万円、２００５年、旭川の近く滝川市で起きた、皆さんも御存じだと思いますけども、これについては、１千６５０万円と聞いております。時代が変わっておりますから、いろんな諸経費等も変わっていますので金額が上がってきたとしても、７千万円という額は決して低い金額ではないということが今の例も比べても分かるんではないかなと思います。

それでですね、もう一つ驚くことは、この金額については、市側はなかなか口出しができないっていうことも、今回の質疑の調整の中でも聞かせいただきました。原告が、判断すべきことであるということだと思います。もちろんこちらの意見も聞いた上で判断してきたと思いますけれども、１億１千５６４万８５２円という金額は、これただこの金額だけじゃなくて遺族側が、亡くなった子どもに対して、自分の子どもに対して、これだけの価値があるんだよと、これだけ必要なんだよということを訴えた金額だと思うんですよね。それが、６回の弁論準備手続の中で、７千万円まで減額した。これはもう旭川市の様々な主張を受入れたっていう考え方もあるんですけれども、私としては、遺族なんで最後まで頑張らなかったのかなっていう、そんな気もちょっと、持っております。

それではですね、裁判所が示した金額ですけども、市側が和解の意思を示したので、裁判所は金額を示してきたのか。金額を示されてから和解する意思を決定したのか、これ順序なんですけれども、どちらか、お示しいただきたいと思います。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　和解につきましては、裁判所から賠償額を含む和解の原案が示されたことを受けて、検討を開始しております。

○上野委員　検討については、和解が裁判所から賠償金額を含む和解原案が示されたことを受けて、先ほどの経緯の中でも、多分１２月の段階でそういう口頭の示されて、それから１月２６日までの間に、市の内部で様々な調整をしながら決定をしていたということでよろしいですね。

それでは、ちょっと細かいことになりますけれども和解条項の５番について、その余の請求については放棄するっていうことがありますけど、その余の請求ってどんな請求だったのか、お示しいただきたいと思います。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　余の請求につきましては、本件訴訟において、原告から本市に対し、入院雑費、死亡遺失利益、慰謝料、引っ越し代、転校に伴う制服代に弁護士費用を含めた総額１億１千５６４万８５２円の損害賠償金に加え、遅延損害金と訴訟費用の請求がなされていたところ、和解条項において、本市が損害賠償債務として７千万円の支払義務があることを認めることから、原告はそれ以上の請求を放棄することとされたものであります。

○上野委員　先ほど申し上げたように、原告が１億１千５６４万８５２円の賠償金を最初請求したんだけども、和解条項案による、この７千万円の減額っていう話があったってことで、先ほど申し上げたように、急変といいますか、ある弁護士に言わせると、こんなに金額を急に変更するってのはちょっと、珍しいことではあるなということをちょっと聞きました。それは、これはちょっと触れないでおきますけども。

それでは話変わりますけれども、令和８年２月２４日の補正予算等審査特別委員会のときに、提出資料が出されていますが、これについてはこのように書かれていました。

本件に関して、被告の注意義務違反と死亡結果との間の相当因果関係が認める場合において、裁判所が相当と認める損害の額を検討したものでありって言って、以下その金額が書かれている文章が資料として出されました。この条件なんですけれども、被告の注意義務違反と死亡結果との間の相当因果関係が認める場合と、条件がついているんですけれども、市はですね、注意義務違反と死亡結果との間の相当因果関係を認めたということで理解してよろしいでしょうか。

○工藤学校教育部次長　このたびの和解につきましては、弁論準備手続の中で、被告の責任は免れないとされておりまして、判決となった場合、解決までにさらに時間を要することになるなど、早期の解決が望ましいとの考えなどから応じたものでございまして、和解成立後におきましても、本市の主張自体が変わるものではございません。

○上野委員　認めるっていうことを、理解していいのかどうか、ちょっと答弁聞いたり、ちょっと迷いますけれども、被告の責任は免れないという言葉を使っておりますので、認めているということなのかなというふうに判断をさせてもらいます。

この場合、被告っていうのは、この訴訟の被告は旭川市ですから、旭川市の責任は免れないということで、よろしいかなというふうに思っています。

それでは、当時の学校関係者の処分にも関係するのでお聞きいたしますが、学校の注意義務違反というのはどの部分をいうのか具体的にお示しいただきたい。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　学校の注意義務違反につきましては、本件訴訟において、原告側から、令和元年６月２２日ないし６月２６日以降における法に基づくいじめの認知や、重大事態

としての対処などが挙げられていたものであり、これらの対応については、調査報告書において適切に行われなかったと指摘されております。

○上野委員　これ今まで、出てこなかった事実なんですけれども、令和元年６月２２日、これ川に飛び込んだという情報が流れたあの日だと思います。

この時点では、学校はまだ正確な情報を確認していない状況ですね。そういう事態があったことしか確認をしていない。６月２６日以降となると、きっと想像されるのは加害者のほうと言われる子どもたちの事情聴取が終わって、お母さんからのいろんな申入れがあって、学校もその件について調べ直して、ある程度、学校が理解しただろうというのが、６月２６日っていう答弁になったのかなと思っています。それ以降となっていますから、それ以降、亡くなるまでの１年８か月、彼女が転校していますので、教育委員会も含め、関わった学校全てが、その責任というふうになるのかなというふうに理解しております。

それではですね、注意義務違反と死亡とどのような相当因果関係があったのか、それ以外の相当因果関係については、どのようにお考えなのかお示しください。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　学校及び教育委員会の対応と自殺との相当因果関係につきましては、本件訴訟の争点の一つであり、本市では、いじめと自殺の間に事実的因果関係があることは認め、いじめ被害から長期間を経た後においても自殺につながると予見できたことについては否認してまいりましたが、和解勧告に記載のとおり、裁判所が相当と認めたものと認識しております。

○上野委員　本件訴訟の中で、本市は、いじめと自殺の間の因果関係があることは認め、これは再調査委員会の報告に寄ったものかなというふうに思いますけれども、被害から長期間空いた後においても自殺につながると予見できたことについては否認してきた。ある意味これはマスコミ報道でも流れたように、市としても全面的に原告が言っていることをそのまま受け止めたっていうことではないっていうことだと思います。そこを主張してですね、聞くところによりますと、市側、被告側の弁護士は、その学校の対応、それも、重大事態と認知はしていないけれども、子どもに対する対応や、そういった組織的な対応についても丁寧に行っていたというようなことを言っているという記録が残っていると聞きました。そうであれば、この時点での早急な和解ではなく、訴訟を続けるべきだったなと、私は思っています。

市の責任は免れないとした理由については、重大事態の認定をしなかった。その１点について私も理解いたしますが、もう、重大事態の認定っていうのは、学校がやるべきなのか、市教委がやるべきなのか、その辺の役割について、どうなっているのか、お答えいただきたいと思います。

○工藤学校教育部次長　重大事態の認定に関しましては、調査報告書におきまして、法に基づき、学校がいじめの重大事態として教育委員会に報告し、調査の実施について協議を行うべきであったことや、教育委員会が学校に重大事態と認知して報告するよう積極的に働きかけるべきであったこと。その上で、学校が重大事態と認知しないのであれば、教育委員会自身が認知して、対応すべきであったことについて指摘をされております。

○上野委員　双方で認知できるということで、今回のケースの場合は、学校がしなかったということに、もし問題があるとすれば、その後、教育委員会もそこに指導というか、そこをすべきだったって、今の答弁かなというふうに思っています。

市の責任を免れないとした、先ほどの答弁の中の根拠となるものが、きっと２つの調査委員会の

報告書による重大事態の認定によるものだと考えられますが、何度もこれまで言っていますけども、再調査委員会のガイドラインの趣旨からすると、報告は裁判、処分等を目的とするものではないというガイドラインがあるわけで、これを考えると学校関係者の法的責任というのは問われないというふうに考えますが、それについてはどのようにお考えかお示しください。

○工藤学校教育部次長　調査委員会及び再調査委員会の報告書におきましては、学校及び教育委員会の対応について、いじめ及び重大事態としての認知をしなかったことや、いじめ防止対策推進法に基づく組織的対応が不十分であったことなどが指摘されているというふうに認識してございまして、両者に一定の責任があるものと考えているところでございます。

○上野委員　この後、質問１０番、１１番と続くんで、それちょっと後に回しまして１２番に飛びたいと思うんですけども、ただいまの答弁の中で組織的な対応が不十分であったとの答弁ありましたけども、先ほど私が述べたように、訴訟の主張の中で被告は、要するに市側は、学校は丁寧に対応していたと主張している部分もあるわけで、今の答弁と、矛盾するんではないかなというふうに私は考えております。

それではですね、当時の教育委員会と学校関係者に対する求償についての発言が、また補正予算等審査特別委員会の答弁や和解後の記者会見にもありましたけれども、どの部分が処分に値するのか、大変明確ではないというふうに思いますが具体的にお示しいただきたいと思います。

○工藤学校教育部次長　本件につきましては、調査委員会及び再調査委員会の報告書において、いじめ及び重大事態としての認知をしなかったことや、いじめ防止対策推進法に基づく組織的対応が不十分であったことなどが指摘されております。

こうした指摘も踏まえながら、処分あるいは求償に係る事由につきましては、当時の関係者などに対し、必要な聴取を行った上で、慎重に検討を進めているところでございます。

○上野委員　最初の答弁のときには、こうした指摘を踏まえながらっていう、要するに、調査委員会の報告書の指摘を踏まえながらという答弁だったんですけども、こうした指摘も踏まえながらというふうにして、ちょっと文言にこだわって申し訳ないんですけれども、それが全部じゃないというような意思を示していただけたのかなと思って、ちょっと前進したかなとは思っています。

それでですね、ここまで質問してきまして、やはり当時の学校が行った対応、それから時系列でいつ学校がこのいじめを認知して、そしてその対応をどういうふうに進んでいったのかっていうあたりが、やはりそこで重大事態と判断しなかった。これは事実でありますから、これが法的に触れるってことは理解できるんですけれども、その責任がどこにあるのかってあたりについては、なかなか明確にはなっていない、認知しなかったことだけなのかなというふうに思っています。これらが今後の弁償についての大きな焦点になるのかなというふうに私は考えております。

それで、その件は終わりまして、２つだけちょっと細かいことなんですけど、聞かせてください。前の質問に戻りますが、まず１つはですね、先ほど余の請求のところに出てきた入院、引っ越し代、制服代について、これについては、どのような理由で請求されているのか御説明願います。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　入院雑費、引っ越し代、転校に伴う制服代につきましては、いずれも、いじめ事案に端を発して発生した付随的損害として、原告から請求されていたものであります。

○上野委員　大変細かな指摘で申し訳ないんですけれども、多分これは、引っ越しの理由というの

は、最初いた学校に知らされたときには、私的な理由ということで転校されたというふうに私は聞いておりますが、この辺りはちょっと、今後、継続して調べていきたいと思います。

それからもう１点、今回の訴訟に提出された資料についてお聞きしますが、和解を確認できると答弁にありましたマスキングの外された第三者委員会の報告書、これらは、市側から資料として提出されているわけなんですね。これについてはもう和解の資料として提出された以上、我々議員だとか、市民に対してもマスキングが外された報告書を公開されてもよいのではないかというふうに思うのですが、その辺について、最後の質問としてお答えください。

○工藤学校教育部次長　裁判所に証拠として提出いたしました、いじめ防止等対策委員会の調査報告書については、あくまで訴訟手続のための資料でございまして、公表版において黒塗りを施した部分は、裁判所の決定により、閲覧等の制限の対象とされてございます。

○上野委員　質疑ではないんですけども、ある人に伺いましたら、和解というのは、白黒つけるのをやめてお金で解決することだと、そういう制度だっていうふうにして説明を受けました。

私もこれまでも言っているように、これで、この事実の解明ということについては、なかなか最後まで判決が出たわけではないので、和解で終わっているわけですから、まだまだ分からない部分なのかなと。その分からないような状況の中で、この和解の結果を基にですね、やっぱり教職員、それから市の職員、そして加害者の者たちにやっぱり求償を求めていくということについては、私はやっぱりおかしいんじゃないか。やはり、もっともっとやはりこの事実関係が明らかで、どういうふうなほかの相当因果関係があったのかどうなのか、さきの第三者委員会が言った複合的な要因についても確認した上で、その上で、学校にどの部分が責任あったのかっていうのをもうちょっと明らかにしなければ、そういったところに進んでいかないんじゃないかなという思っております。最後にそれを指摘させていただいて終わります。

○塩尻委員長　他に御発言はございますか。

○中村みなこ委員　私のほうからは、今後のことについて伺っていきたいと思います。

上野委員の質疑と一部重なるところがありますが改めてお答えいただければと思います。

今後検討していくこととして、求償と処分があると思いますので、それぞれについて伺っていきたいと思います。

まずは求償についてです。この求償の目的について御説明ください。

○中山学校教育部教育政策課主幹　求償につきましては、一般的には、本来の責任割合を超える負担をしたものが、その割合に応じた負担を他の債務者に求めることで、負担の適正化や損害の回復を目的に行われるものと認識しております。

○中村みなこ委員　求償する、しないの段階から検討していくのでしょうか。

また、いつ頃までに結論を出していくなどの大まかなスケジュール等についてお示しください。

○中山学校教育部教育政策課主幹　求償につきましては、するかどうかという点も含めまして、現在慎重に検討しているところでございまして、その時期につきましても、現時点で申し上げることができる段階には至っていないところでございます。

○中村みなこ委員　求償するとは、まだ決まっていないということで、確認いたしましたが、今回、多額の賠償金を市が支払うことになって責任があるのは市だけではないと、ほかの皆さんにも責任があるのだから、支払いなさいよというのが求償ですよね。

その求償を求める対象は誰になるのでしょうか、可能性のある範囲で構いませんのでお示しください。

○中山学校教育部教育政策課主幹　求償に係る対象でございますが、国家賠償法及び民法上の規定に照らし、現在検討中でございます。

○中村みなこ委員　求償に関連しての検討はこれからだとのことですが、何を基準として検討していくのでしょうか伺います。

○中山学校教育部教育政策課主幹　公務員につきましては、国家賠償法において、故意または重大な過失があった場合に、その者に求償できることとされており、また、民法上の共同不法行為があった場合には、責任割合を超える賠償をした者が他の共同不法行為者に請求できることとされております。

○中村みなこ委員　その際の判断材料となるものについて伺います。２つの報告書はもちろん活用されると思いますが、それ以外にもあるのでしょうか。

○中山学校教育部教育政策課主幹　検討に当たっては、これまでいじめ防止等対策委員会及びいじめ問題再調査委員会から提出された報告書を含め、当時の関係者などに対して行った事情聴取の結果なども踏まえ、判断していくものと認識しております。

○中村みなこ委員　それでは、一連のいじめ対応のどの部分に対して検討していくのでしょうか。

○中山学校教育部教育政策課主幹　いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題再調査委員会の報告書において、いじめ及び重大事態としての認知をしなかったことや、いじめ防止対策推進法に基づく組織的対応が不十分であったことなどが指摘されております。これらを踏まえて、求償に係る行為や事実などについて検討を行っているところです。

○中村みなこ委員　それ以上のことは、お答えできない段階だということになりますが、それでは、このようないじめ事案に関連して、関係者への求償という類似した事例はあるのでしょうか。

○中山学校教育部教育政策課主幹　把握している範囲では、いじめに係る事案において、求償に至った事例はございません。

○中村みなこ委員　類似例もないということ自体にも、意味があるんだなと思っておりますが、適切な判断結果になるのか、非常に心配しているところです。

それでは引き続いて、処分について伺っていきたいと思います。同じような項目で伺いますが、まず処分する目的について伺います。

○山下学校教育部教職員課長　公務員の懲戒処分については、公務員としてふさわしくない非違行為がある場合、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため、科せられる制裁であり、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことによって、公務における規律と秩序を維持することを目的としております。

○中村みなこ委員　それでは今後のスケジュールについてお示しください。

○山下学校教育部教職員課長　職員の処分についてですが、道費負担職員の懲戒処分は、任命権者である北海道教育委員会において行うことになりますので、スケジュールを含め、今後、北海道教育委員会と検討してまいります。

○中村みなこ委員　処分も、するしないの段階から検討されていくのでしょうか。処分の対象となる可能性のある方についても伺いたいと思います。

当時の関係者は、退職されている方も多くいらっしゃいますが、その場合はどうなるのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長　懲戒処分につきましては、既に退職されている方に、地方公務員法は適用されないため、処分を行うことはできないとされております。

他都市におきまして、仮に在籍していた場合の処分を示している例もありますので、対象については、いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題再調査委員会の報告書では、当時の市教育委員会や学校の組織的対応について指摘をされていることから、これらを踏まえ、処分の可否を含め、検討する必要があると考えております。

○中村みなこ委員　それでは、処分を決めるに当たって基準とするものは何でしょうか。

○山下学校教育部教職員課長　処分をするかどうか、する場合に、どのような処分を行うかは、任命権者が裁量によって決定すべきものでありますので、本市においては、人事院が定める国家公務員に関する指針に準じ、また、道費負担職員については北海道教育委員会が懲戒処分の指針に基づき、それぞれ判断することとなります。

○中村みなこ委員　判断していくに当たり、材料となるものは何になるでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長　いじめに関わる教職員の処分について、国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、調査結果を踏まえ、重大な過失が指摘されている場合は、教職員への聞き取りを行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為が認められれば、懲戒処分を行う必要があると示されておりますので、市教委職員、道費負担職員いずれにおきましても、これらを踏まえて適切に対応し、手続を進めているところでございます。

○中村みなこ委員　国のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインでは、教育委員会においては、懲戒処分基準において、あらかじめ処分に該当する事由を明示しておくことが望ましいとあります。該当する事由は定めてあるのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長　市教育委員会においては、該当する事由の定めはございませんので、人事院が定める国家公務員に関する指針に準じ、判断を行ってまいります。また、北海道教育委員会の懲戒処分の指針にも定めはないと認識しております。

○中村みなこ委員　定めがない中、進めていくということで結局は個別事案として、個々に検討されていくことになると思われますが、どの部分について検討されていくのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長　当時の教育委員会事務局職員や学校職員の処分については、法に基づく組織的対応ができていなかったことや、いじめ及び重大事態としての認知をしなかったことなど、学校及び市教委における組織的対応の不十分さを、いじめ防止等対策委員会及びいじめ問題再調査委員会の報告書で指摘されていることから、これを踏まえて処分の検討を進めることになります。

○中村みなこ委員　それ以上の具体的なところまではお答えできないということで、それでは、過去に類似の事例はあるのでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長　いじめの重大事態に係る職員の処分について、他市において、教育委員会職員及び学校関係者に対して懲戒処分を行った事例はございます。

○中村みなこ委員　道教委に伺いました。平成１７年、２００５年の先ほどの滝川の件ですね、この件が公開されております。まだまだ、事例が少ない中で、個々に十分検討していかなくてはなら

ないわけですが、先ほど２つの報告書や、当時の聞き取りを判断材料とするという答弁でした。そしてそれを基に市教委が報告書を作って、その報告書に基づいて、道教委が判断するという流れになるとも確認しております。市教委作成の報告書で大きく左右されていくのかなと思っておりますが、しっかりとした事実が確認されることが求められていきます。今、当該学校の当時の校長が訴訟を起こしておりますが、それによる影響ですとか、兼ね合いについてどのようにお考えでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長　当該訴訟の内容を承知していないところでありますが、関係者の処分及び求償を検討するに当たって影響を与えることはないものと考えております。

○中村みなこ委員　しかし、そこで確認された事実とそごがあってはならないと思いますので、全く無視して進めることにはならないのではないかなと思っております。ちょっと私も中身余り詳しく分かっていないのですけれども、関連するとこはないとは言い切れないんじゃないかなあと感じております。

いじめ対策委員会と再調査委員会２つの報告書はどちらが優位というものではないとされてきました。でも、違っている部分がある中で、市として整理しないことには、判断材料となり得ないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○山下学校教育部教職員課長　旭川市いじめ防止等対策委員会による調査報告では、いじめと認定された事実６項目がいずれも学校外で行われた行為であることや、いじめと自殺の因果関係は不明であることが示されました。

旭川市いじめ問題再調査委員会による再調査については、さきの対策委員会の調査結果や収集された資料について検証を加え、関係者への改めての聞き取りなどによる事実確認や新たな資料の分析などが行われました。再調査を通して、学級内でのいじめが認定されたとされるとともに、いじめ被害が存在しなければ、当該生徒の自殺は起こらなかったことなどが示されました。

再調査報告書については、いじめ防止等対策委員会の調査結果を補完するものであり、新たないじめの認定や、学校、市教育委員会の対応、重大事態の判断などについて、課題を詳細に整理したものと認識しております。

○中村みなこ委員　整理されているという答弁だったかと思いますが、和解となったことで事実がはっきりしない部分が残っているんではないかと思います。真相究明を放棄した中での求償や処分が本当に適切になされていくのか、今回のお聞きした中ではさっぱり分かりませんでしたが、十分検討して適切に判断していっていただきたいなと思っております。

以上です。

○塩尻委員長　他に御発言はございますか。

○横山委員　私どもこの和解の件について、これまで第１回定例会でも質疑をさせていただきましたので、その後の経過ということで、何点かを確認させていただきたいというふうに思います。最後には、残されている課題ってのをちょっと整理をしておきたいなと思っています。

最終和解において、和解条項の内容に変更はないということは先ほど説明もいただきましたので、改めて答弁は求めません。

それで和解の提案の際にもちょっと確認をしていたんですけども、市教委がどういう主張をしているのかということ。それが和解後にどう変化したのか、していないのかちょっと確認をしたいと

思います。

まず、学級内でのいじめの認定は事実として認定するのかどうか、それについて見解を伺います。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　学級内でのいじめにつきましては、裁判手続においても、再調査報告書の認定に基づき認めているところであります。

○横山委員　この認定については、問題があるということは、どっかの場でも話をしたことがあると思いますが、いつどこでの行為なのかも特定されていないし、加害者が誰かも特定されていない。でも、いじめとして認定をされるということ。だから、学校現場はいろんなことを全てをいじめと想定して対応すべきだというのは一見もっともらしい理屈なんですけども、これは学校現場における子どもたちの実態とは、私は乖離をしていると思います。

中学校の１年生の１学期というのがどういう時期なのかということを踏まえると、こういう判断が本当に正しいとか正しくないとかって言い方はあれですけど、こういう判断でよかったのかどうかは、もう一度検証する必要があると思います。

特に当該生徒は、大多数の生徒が通っていた小学校ではない、小人数しかこの学校に来なかった学校の出身で、そういう意味で、十分人間関係をつくるためには様々なハードルが高かったというふうに思っています。それに伴って引き起こったケースではないかなというふうに考えますが、ここもさらにまた、追及は続けていきたいと思います。

では、学級内のいじめの把握、被害から長期間の後に自殺に至ることの予見については、否認しているということを、さきの委員会でも答弁をいただきましたが、和解後もそれは同様に認めていない、要するに、否認しているということでよろしいでしょうか。

○工藤学校教育部次長　このたびの和解につきましては、弁論準備手続の中で、被告の責任は免れないとされておりまして、判決となった場合、解決までさらに時間を要することになるなど、早期の解決が望ましいとの考えなどから応じたものでございまして、和解成立後におきましても、本市の主張自体が変わるものではございません。

○横山委員　主張は変わらないということなんですけども、和解したことで、この主張が認められたということで、言えないことになったんじゃないかなと思います。私はこの部分だけでも判決を求めて争うべきだったんじゃないかなというふうに思います。

次に、学校及び教職員の責任について伺います。これも補正予算等審査特別委員会の質疑において、市教委はこんなふうに答弁をしています。法の認識が不十分で、組織を活用し、いじめの認知及び重大事態とする認定を適切にできていなかったということが学校や教職員の責任として問われているというふうに答弁しています。ちょっと具体的にお聞きします。法の認識が不十分とされた事実内容はどういうことなんでしょうか。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　調査報告書におきましては、いじめ防止対策推進法の認識が不十分であり、学校いじめ対策組織におけるいじめの認知や重大事態としての認定が適切に行われなかったことについて指摘されております。

○横山委員　後半の部分が、認識が不十分だという部分なんだと思いますが、認知や認定が不適切だったということだと思いますね。

では、組織を活用していないとされた事実はどういうことですか。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　調査報告書におきましては、学校にいじめ対策組織が設置され

ていたものの、定期的な会議が開催されていないなど形骸化しており、いじめとしての調査や指導、医療機関と連携した対応等が行われていなかったことについて指摘されております。

○横山委員　定期的な会議が開催されていない、形骸化していたということですけども、これ６月２０日に、当該生徒が川に入った事案の前の話ということになるんじゃないかなと思いますが、ちょっとそれ置いといて。

　では、いじめの認知や重大事態の認定はどの時点で判断すればよかったのかと。それについてどのように認識されていますか。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　調査報告書におきましては、少なくとも令和元年６月２２日に当該生徒が川に入った事案の発生以降、当該生徒の母親がいじめという言葉を使って学校に相談した時点で、いじめとして認知し、重大事態の疑いがあるものとして対応すべきであったことについて指摘されております。

○横山委員　だから川に入った時点からは、いじめということで対応しなきゃいけなかった。いじめを前提に対応しなきゃいけなかったということだと思いますけども、そうすると、定期的な会議が開催されていないことは、今回の件に対する何か組織的な過失というふうにちょっと結びつかないんじゃないかと私は思うんですよね。

　それから、いじめと認知していないけども、様々な疑いを持って調査指導等を行っていたというのは、報告書に一定書かれていたんじゃないかと思いますので、この辺の認識やっぱりちょっと不十分なんじゃないかなと思います。

　もうちょっと細かく聞きますね。重大事態の疑いを持って取られる対応、取られるべき対応と、当該学校が実際に行った対応の違いは何なんでしょうか。

○常盤学校教育部教育指導課主幹　調査報告書におきましては、学校が法に基づき、いじめの重大事態として、教育委員会に報告し、調査の実施について協議を行うべきであったと指摘されております。

○横山委員　つまり、細かい対応の何か違いが明らかになっているわけじゃないですよね。本当はこれをやるべきだったのにこれをやっていなかったっていうのは、教育委員会に報告を重大事態としていなかったということ。それから、調査の実施について協議をしていなかったということ。

　でも、事実関係の報告はしていたはずですし、教育委員会が知らないまま放置したわけじゃないと思いますので、むしろ、いじめ重大事態と認定するよう指導しなかった市教委の責任が問われるケースなのではないかなと思います。

　それから、繰り返しますけども、報告と協議がなされなかったと。そして、実際に学校が行った対応の是非は評価されているわけじゃないですよね。協議が行われたら、違う対応だったということが具体的に示されなければ、学校に著しい過失があったということは証明できないんじゃないかと思います。この点は、さらに今後精査していきたいと思います。

　上野委員も中村みなこ委員も指摘をされていました、教職員の過失や求償に関わってもちょっとお伺いしたいと思いますが、改めて、教職員の過失、求償の対象となるような事実は、現時点であるのかどうか、その辺の認識について伺います。

○小島学校教育部次長　調査委員会及び再調査委員会の報告書におきまして、法に基づく組織的対応ができていなかったことや、いじめ及び重大事態としての認知をしなかったことなど、学校にお

ける組織的な対応が不十分であったことが指摘されているところでございます。

このため、教職員の処分権者でございます北海道教育委員会とも継続的に協議を行いながら、処分について検討しているところでございます。

また、求償につきましては、国家賠償法において、公務員に故意または重大な過失があった場合に、その者に求償できることとされているところでございまして、このことを踏まえまして適切に検討を進めているところでございます。

○横山委員　繰り返すようですけども、できていなかったとされる法に基づく組織的な対応というのは、定期的な会議が行われずに形骸化してきたことだと。それから、いじめとしての調査、指導等が行われていなかったことだということでお答えをいただきましたが、いじめの認知が行われていなかったけども、疑いを持って学校が具体的な対応を取っていたとすればですよ、処分相当の重大な過失まで言える今回の事案なのかということが疑問として残ると思います。ましてや、求償となればですよ、故意または重大な過失があったということを具体的に示さなければならないし、また新たな争いを生むじゃないかなというふうに思います。

さきの補正予算等審査特別委員会で可能性の話とはいえ、教育長がここに言及したっていう責任は非常に重いんですよね。これ一般市民が報道等を受けて、どんなふうに理解をしているかと、後でちょっと話をしますけども、非常に誤解を与える発言だったかなというふうに思います。

最後に教職員の名誉の回復の部分について、これも何度か御指摘をさせていただいたことがありますが、改めて、これまでの質疑においても確認をしてきましたが、教頭や担任のいわゆる不適切発言、詳しい内容は皆さん御承知だと思うので述べませんけども、これ事実としては認定されていないと。つまりそうした発言はなかったということを確認してきていると思います。しかしながら、市民や世論はいまだにそうした事実があったかのように認識しているようです。今週に入ってからも、市民の方から、そういうふうなメールをいただきました。当時の校長や教頭や担任は、責任を認めていないんじゃないかとか、賠償はしていないんじゃないかみたいな、そういう捉えなんですよね。で、恐らくその教頭担任については、例の不適切発言を基にしたことだと思うんですけども、なかったことに基づいて、市民がそれに対して非難をしているということの現れではないかなと思います。

教職員が虚偽の報道で名誉を損なわれて、回復を全くされていない。職務として様々な対応を取っている中で、真実でない報道が流布し、当該本人の弁明の機会すらこれまで与えられていません。

和解が成立した後ですから、市教委はこれらの発言については、公式に否定をして、服務監督権者として、名誉尊厳を回復する責任があるのではないかなと私は考えますが、認識を伺います。

○小島学校教育部次長　報道にございましたような教職員個々の発言につきましては、第三者委員会及び再調査委員会、いずれの報告においても、事実と認定された内容はないものと認識してございます。

○横山委員　その認識の上で、名誉を回復する責任があるんじゃないかということについてお答えいただいていないので、納得いきませんので、ちょっと時間もないので、継続ということにしたいと思います。

最後に残された課題、私は３点に整理をして、今後、議論すべきじゃないかなと思います。

１つは、市教委は、再三、再発防止に全力を挙げるということを述べてきました。では、学校教

職員のどの対応に問題があったのか。調査報告書を整理して具体的に示すべきだと思います。これまで答弁いただいた、組織的対応だとか、いじめの認知をしなかったということだけで、済ませていいのだろうかということです。認知して、市教委と協議したら再発が防げるっていうふうに市教委が考えてると思えないんですよね。具体的に教職員が取った、学校が取った対応が、どうだったのか。少なくとも当該生徒が転校するまでの時点での事実関係ですとか、具体的な対応とその是非、こうすべきだったという対応の具体を明らかにしなければ、これ何の教訓にもならないというふうに思います。また再発しますよ、似たようなケースが。そこを明らかにした上で、先ほどの求償なり処分ということでなければならないと思います。

それから２つ目としては、様々な報道機関やユーチューバーなどの個人が本件について、虚実ないまぜの発信をこれまで行ってきました。いまだに、それがネット上に残っています。その中で教頭、担任の発言とされた虚偽報道が広く流布して人格を否定し、名誉や尊厳を著しく損ねたと。非常に重大な事態だったというふうに私は思っています。

２つの報告書の評価は、疑義が残っているというふうに私も考えていますが、どちらの報告書でも事実でないと確認されているのであれば、それについて市は説明をしなきゃならないんじゃないかと思います。つまり、市民が誤解をしている、また、報道やユーチューバーが発信しているものを否定しなければならない、その責任があると思います。これをやらないと、頑張って仕事をしても誰も守ってくれない職業になっていると学校現場の教職員から言及がありました。教員を志望する学生が減るのは当然だと私は思います。これを放置しておいていいのでしょうか。

最後に、学級内のいじめを認定したことに納得しているわけでは、私はありません。疑義が残っているというふうに思いますが、そこの部分を置いといて、当該生徒が疎外感を感じるような他の生徒との関係だとか、学級の雰囲気があったとしてですね、それを生徒個々の責任していいのかと。要するにいじめ問題というふうにしてしまっていいのかどうか。新１年生の１学期のこの生徒の関係とか学級の雰囲気は、どこの中学校やどこの学校にも、実際に起きていることだし、私もそういう経験をしてきました。違う学校から集まった子たちがどういう日常を繰り広げていくか、様々な問題が起きるのは当然なんですよね。

さらに、いわゆる障害特性を持つと言われたその当該生徒とは、ほとんどの生徒が４月に初めて会っているわけです。会ったことのない生徒に、そういう特性を持った現状を見ているわけですよね。それに対してどう対応したらいいか、どう反応したらいいのかは、これから学ばなきゃいけなかったはずです。同じ小学校出身生徒も、普通学級と支援学級に隔てられて、数年過ごしているはずですので、そうなるとお互いに十分理解し合っていたと、またはサポートできるような関係性があったというふうにも、なかなか思えないと思います。私はこれは障害児を分離する特別支援教育システムが招いた悲劇でもあるというふうに考えています。

神奈川県で起きた津久井やまゆり園事件から今年１０年目になりますが、神奈川県はそれを教訓に、共に学ぶ、この言葉が適切かどうか分かりませんが、フルインクルーシブ教育の推進にかじを切っています。様々な自治体が試行錯誤を行っているというふうに聞いています。

本件を大切な教訓とするならばですね、この部分にも切り込む、いわゆる障害児教育、特別支援教育の大胆な転換をすべきだということを指摘をしておきます。

この３つをどうしていくのか、改めて別の機会にまた教育委員会の考えをお伺いしたいと思いま

すので、今日は以上にさせていただきます。

○塩尻委員長　他に御発言はございますか。

○えびな委員　通告はしていないんですけども、一言お話させていただきたいと思います。

まずもって、亡くなられました廣瀬爽彩さん、心より御冥福をお祈り申し上げます。

私も、１人の親としてちょっとお話しさせていただきたいんですけど、今、るる質疑を聞いてまいりました。こうやって和解が終わった後にですね、誰が悪いとか、誰が悪くないだとか、求償があるとかって、私も子ども２人持つ親ですけれども、こういった話を子育て文教常任委員会でこうやって本当に教育現場よくなるのかと、私は本当にそういうふうに思います。こういったことがあったから、これ、あれですよね。学校の先生だとか、市だとか、それだけの責任じゃなくて、やっぱり市民だったり親だったり、みんなこの件を自分事として受け止めて、前を見ていかなきゃいけないと思うんです。だからやっぱり、この件があってからどうしていくか、それが子育て文教常任委員会で、話をされるべき問題であって、この話を児童が天国で聞いていたらどう思うか。私はこれでいいのか。本当に、ちょっと質疑を聞いていて思いました。本当にあってはならない一件だと思いますし、だからこそ、この責任の所在、誰が悪い誰が悪くない、この人を追求するんじゃなくて、我がまち、これから子育てをしていく人たちが、どういうふうに子どもを学校に預けて、先生たちといじめのない社会をつくっていくか。これがやっぱり大事だと思うんで、今日質疑された皆様を含めて、子育て文教常任委員会でも、今後このようなことが起こらないように何をしていくかっていうことをしっかり、議論していかなきゃいけないなというふうに私は思いました。

質疑ではないんですけども、思いの一端を申し述べて、私の発言とさせていただきます。

○塩尻委員長　他に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長　なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいて結構です。

委員の皆様にちょっとお聞きしたいんですが、このままいくと１２時を少し超えてしまいそうなんですが、それほど長く超えませんので、このまま続けさせていただいてもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長　次に（６）大雪山カムイミンタラジオパーク構想の日本ジオパーク認定申請について、理事者から報告願います。

○田村社会教育部長　大雪山カムイミンタラジオパーク構想の日本ジオパーク認定申請について御報告申し上げます。

本市を含む１市７町で構成いたします大雪山カムイミンタラジオパーク構想につきましてはこれまで様々な活動を行ってまいりましたが、このたび、日本ジオパークの認定を受けるべく、認定申請書を提出いたしました。

御配付しております資料を御覧ください。ジオパークは、地域にある地質遺産や自然文化の地域資源を守りながら、地域の防災教育、観光産業に活用し、地域の持続的発展と活性化につなげているエリアでありまして、現在、日本ジオパーク委員会が全国４８地域を認定しており、そのうち道内にはアポイ岳、洞爺湖有珠山、白滝、三笠、とかち鹿追、十勝岳の６地域がございます。

これまでの経緯といたしましては、平成２６年に市民団体からジオパーク構想の推進及び日本ジ

オパーク認定に係る要望がございまして、平成２７年の第１回定例会におきまして、ジオパーク構想の推進を求める決議が採択され、平成３０年度に本構想の推進協議会を設立したところでございます。

その後、コロナ禍で活動が停滞した時期もございましたが、令和６年度に基本理念を策定、令和７年度には基本計画及び実行計画を策定したほか、人員体制の充実を図りながら、様々な活動を行ってきたところであり、昨日４月２２日に日本ジオパーク委員会へ申請書を提出したものでございます。

今後のスケジュールでありますが、５月に一次審査のプレゼンテーション審査と、６月から８月の間に現地調査等の２次審査が行われ、９月以降に審査結果が通知される予定となっております。

本地域が日本ジオパークに認定されることで、国内外に向けた発信力の強化や、観光振興、郷土愛の醸成のほか、持続可能な地域社会の構築につながるものと考えておりますので、認定に向け、今後もしっかり取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○塩尻委員長　ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長　なければ、次に５、その他の（１）令和７年度市民と議会の意見交換会から得られた課題についてを議題といたします。

令和７年１１月２７日に開催した市民と議会の意見交換会において得られた課題について、広聴広報委員会委員長から各常任委員会委員長に対し、配信しております令和７年度市民と議会の意見交換会から得た議題の整理についてのとおり引継ぎがありました。

つきましては、今後の委員会において検討してまいりたいとも考えますが、そのとおり扱うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○塩尻委員長　それでは、そのとおり扱うことといたします。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆さんから御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○塩尻委員長　それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会　午前１１時５８分